

「指定介護老人福祉施設」重要事項説明書

《令和8年8月1日現在》

当施設は介護保険の指定を受けています。
(西宮市指定第2870901168号)

当施設は契約者に対し指定介護老人福祉施設サービスを提供します。施設の概要やサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 施設経営法人

- | | |
|-----------------|-------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 円勝会 |
| (2) 法人所在地 | 兵庫県たつの市誉田町福田780-3 |
| (3) 電話番号及びFAX番号 | 0791-63-2700 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 西川 光明 |
| (5) 設立年月日 | 昭和62年4月8日 |

2. 施設の概要

- | | |
|--------------|-------------------------|
| (1) 建物の構造 | 鉄筋コンクリート造 地上4階 |
| (2) 建物の延べ床面積 | 7,218.63 m ² |
| (3) 併設事業 | 利用定数 |
| 通所介護 | 50人 |
| 短期入所生活介護 | 20人 |
| 居宅介護支援事業 | |
| 訪問介護 | |
| (4) 施設の周辺環境 | |

西宮市の甲子園球場南側の風光明媚な海岸沿いに位置し、日当たりも良好です。

3. 施設の種類の等

- | | |
|------------|---|
| (1) 施設の種類の | 指定介護老人福祉施設
令和8年(2026年)4月1日指定更新 西宮市指定第2870901168号 |
| (2) 施設の目的 | 指定介護老人福祉施設は、老人福祉法及び介護保険法に従い、契約者が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、契約者に、日常生活を営むため必要な居室および共用施設等をご利用いただき、介護福祉施設サービスを提供します。
この施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な方がご利用いただけます。 |

- | | |
|---------------------|---|
| (3) 施設の名称 | 特別養護老人ホーム シルバーコースト甲子園 |
| (4) 施設の所在地 | 兵庫県西宮市枝川町 17-40 |
| 交通機関 | 阪神甲子園駅よりバス 10 分、下車後徒歩 5 分 |
| (5) 電話番号及び F A X 番号 | 0 7 9 8-4 3-0 4 7 0 FAX 0 7 9 8-4 3-0 6 2 1 |
| (6) 施設長（管理者）氏名 | 北條 優 |
| (7) 当施設の運営方針 | <p>施設の健全な環境に努め、契約者の人間性を尊重し健やかで明るく心豊かな老後を期待し、家庭的な雰囲気の中で契約者が安心して安らぎの毎日が過ごせる生活の場づくりをする。</p> <p>契約者個々の身体的・精神的状態にあった個別処遇を基本として介護援助を行うとともに契約者の健康を維持するためにリハビリテーションやレクリエーション、クラブ活動を充実させるように努める。</p> |
| (8) 開設年月 | 平成 13 年 4 月 1 日 |
| (9) 入所定員 | 100 人 |

4. 施設利用対象者

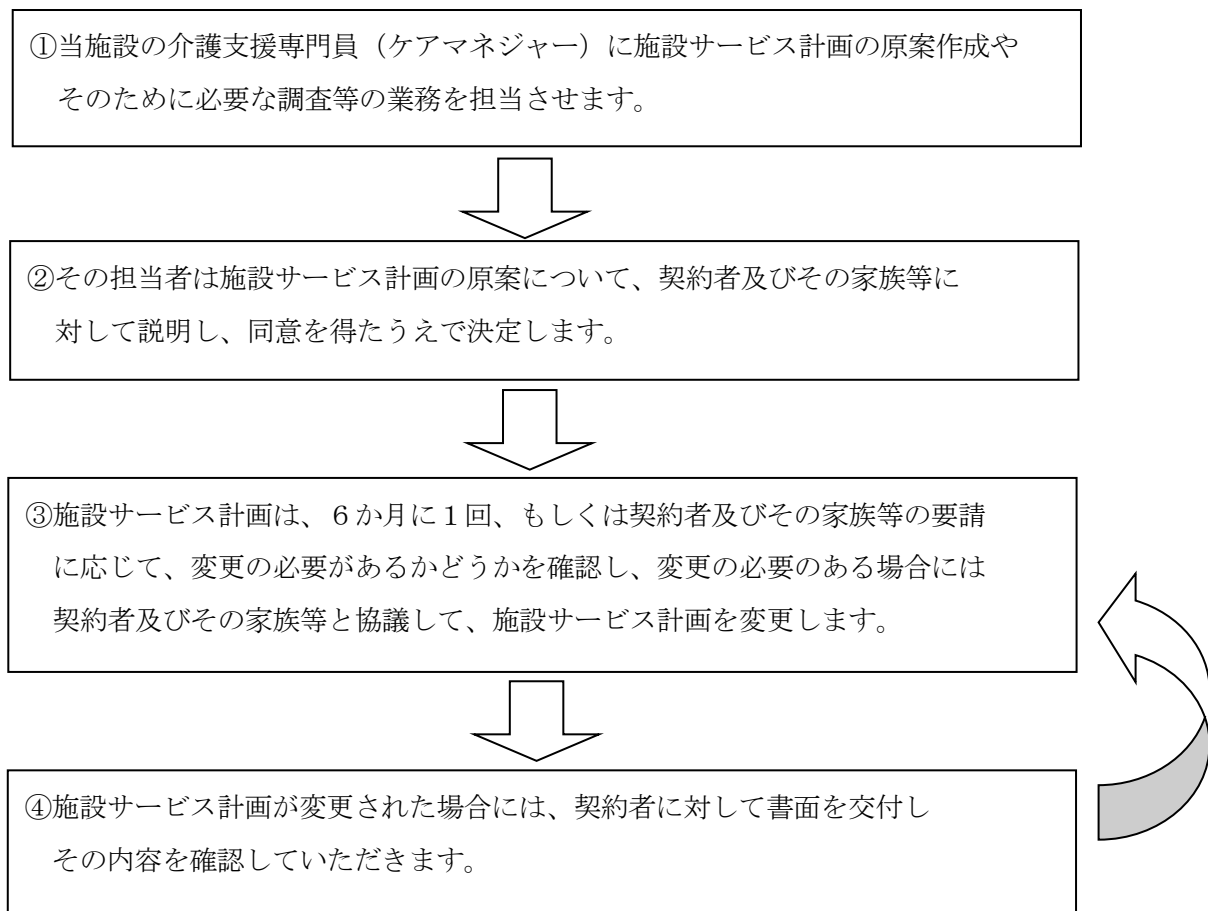
- (1) 当施設に入所できるのは、原則として要介護 3 以上の方と要介護 1 又は 2 の方であっても特例入所の要件に該当する方が対象となります。
上記要件を満たし入所した後、要件に該当しなくなった場合には退所していただくことになります。
- (2) 入所契約の締結前に、事業者から感染症等に関する健康診断を受け、その診断書の提出をお願いする場合があります。
このような場合には、契約者は、これにご協力下さるようお願いいたします。

5. 契約締結からサービス提供までの流れ

契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「施設サービス計画（ケアプラン）」で定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。

（契約書第 2 条参照）



6. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室をご用意しています。入居される居室は、施設より指定させていただきますが他の種類の居室への入居をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。但し、契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。

居室・設備の種類	室 数	面 積				
4人室	17室	4人室	54.44	×	2	
			54.46	×	2	
			48.00	×	1	
2人室	10室		47.86	×	2	
			47.72	×	4	
			47.65	×	6	
個室	32室	2人室	27.14	×	2	
			27.13	×	8	
		個室	21.34	×	2	
			19.07	×	2	8
			18.84	×	2	
合 計	59室					

☆居室の変更：契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。

7. 職員の配置状況

当施設では、契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職種の配置状況及び勤務体制〉職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常勤換算(人数)	勤務時間帯
1. 施設長	1	B
2. 事務員	3 以上	B
3. 生活相談員	1 以上	B
4. 介護職員	3 4 以上	A B' C D
5. 看護職員	3 以上	B
6. 機能訓練指導員	1 以上	B
7. 介護支援専門員	1 以上	B
8. 医師	(非常勤 2 名)	週 2 回
9. 歯科医師	(業務委託 1 名)	週 1 回
10. 管理栄養士	1 以上	B

勤務時間帯

＜介護職員・介護支援専門員＞

A 7 : 0 0 ～ 1 6 : 0 0

B 8 : 4 5 ～ 1 7 : 1 5

B' 8 : 0 0 ～ 1 7 : 0 0

C 1 0 : 0 0 ～ 1 9 : 0 0

D 1 7 : 0 0 ～ 9 : 0 0

＜配置職員の職種＞

生 活 相 談 員

…契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

介 護 職 員

…契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

看 護 職 員

…主に契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

機能訓練指導員

…契約者の機能訓練を担当します。

介護支援専門員

…契約者に係る認定調査、サービス計画(ケアプラン)を作成します。

医 師

…契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います

歯 科 医 師

…契約者に対して歯科健康管理および療養上の指導を行います。
1 名の歯科医師（業務委託）を配置しています。

栄 養 士

…契約者の食事の栄養管理、調理指導を行います。
管理栄養士 1 名を配置しています。

8. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 利用料金が介護保険から給付される場合2 利用料金の全額を契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第3条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

①食事

- ・当施設では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びに契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）

朝食：7：45～8：15 昼食：12：00～12：30 夕食：17：30～18：00

②入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・排泄の自立を促すため、契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

- ・機能訓練指導員により、契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑥その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

⑦定例行事及び全員参加するレクリエーション

- ・音楽療法や年間の行事にならったレクリエーションを行います。

〈サービス利用料金（１日あたり）〉（契約書第６条参照）

別表の料金表によって、契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）と居住費及び食費の合計金額をお支払い下さい。

（サービスの利用料金は、契約者の要介護度に応じて異なります。）

☆常勤医の配置、精神科医の療養の指導、障害者生活支援員の常勤配置等を充実させた場合には、上記の表以外に厚生労働省の定める基準に従いご負担をいただくことになります。またこのような場合には、事前にご通知いたします。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第４条、第６条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額が契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

① 契約者が使用する居室料

契約者が利用する従来型個室、多床室を提供します。

居住費： 従来型個室 １，５００円／日
 ２人部屋 １，１５０円／日
 ４人部屋 ９１５円／日

② 契約者の食事提供

契約者の栄養状態に適した食事を提供します。

食費： 朝食 ４００円 昼食 ８５０円 夕食 ７５０円

③ 特別な食事の提供

契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：特別な食事のために要した追加の費用

④ 理髪・美容

〔理美容サービス〕

月に３回、理美容師による理美容サービス（調髪、顔剃、パーマ）をご利用いただけます。

利用料金：１回あたり１，７００円（調髪）６６０円（顔剃り）

⑤ レクリエーション、サークル活動

契約者の希望によりレクリエーションやサークル活動に参加していただくことができます。利用料金：材料代等の実費をいただきます。

⑥ 複写物の交付

契約者は、サービス提供についての記録その他の複写物を必要とする場合には実費相当分として下記の金額をご負担いただきます。１枚につき２０円

⑦日常生活

日常生活品の購入代金等、契約者の日常生活に要する費用（契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる実費）を負担いただきます。

衣服、スリッパ等日常生活用品の購入を代行いたします。費用は代金の実費を頂きます。

ご希望の場合には歯ブラシ150円（1本／月）、歯磨き粉200円（1本／2ヶ月）、義歯洗浄剤5円（1個／日）で提供させていただきます。

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑧ご契約者の移送

契約者の通院や入院及び外出・外泊時の移送サービスを行います。

ただし、長距離等特別な移送を行う場合は対象としません。

⑨テレビ受信・持込

持込：1ヶ月 500円

⑩契約書第21条に定める所定の料金

契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等には、本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金をお支払いいただきます。

（1日あたり居住費・食費も含む）

料金は17頁のサービス利用料金表の通りとなります。

（全額自己負担、居住費・食費も含む）

ご契約者が、要介護認定で自立または要支援と判定された場合は要介護度1の（1日あたり居住費・食費も含む）料金をお支払いいただきます。

☆経済状況の変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う1ヶ月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第6条参照）

前記1、2の料金・費用は1か月ごとに計算しご請求しますので、翌月20日までに次の方法でお支払い下さい。

（1か月に満たない期間のサービスに関する利用 料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

ア 郵便自動払込

イ 尼崎信用金庫自動振替

※上記の支払い方法が難しい場合は、別途相談させていただきます。

口座引き落とし（毎月20日引き落とし）

(4) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

① 施設管理医師

医療機関の名称	北垣クリニック
所在地	西宮市上田中町 7-3
診療科	内科・循環器科

医療機関の名称	山本医院
所在地	西宮市鳴尾町 2 丁目 19 番 6 号
診療科	内科・胃腸科・肛門科・外科・放射線科

② 協力医療機関

医療機関の名称	西宮回生病院
所在地	西宮市大浜町 1-4
診療科	内科・心療内科・消化器科・小児科・外科・整形外科・眼科・リハビリテーション科・放射科・麻酔科

医療機関の名称	西宮渡辺病院
所在地	兵庫県西宮市室川町 10-22
診療科	外科・消化器外科・整形外科・脳神経外科・婦人科・眼科 耳鼻咽喉科・歯科口腔外科・救急総合診療科

9. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。したがって、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、契約者に退所していただくことになります。(契約書第 15 条参照)

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①要介護認定により契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合②事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により当施設を閉鎖した場合③施設の滅失や重大な毀損により、契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合④当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合⑤契約者から退所の申し出があった場合（詳細は次項をご参照下さい。）⑥事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は次項をご参照下さい。） |
|--|

(1) 契約者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第 16 条、第 17 条参照）

契約の有効期間内であっても、契約者から当施設に退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7 日前までに解約・解除届出書をご提出ください。

ただし、次の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②契約者が入院された場合
- ③事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥他の契約者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける具体的な恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）（契約書第 18 条参照）

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- ①契約者が、契約締結に際して、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②契約者による、サービス利用料金の支払いが6 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の契約者等の財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④契約者の行動が他の契約者やサービス従事者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、あるいは、契約者が重大な自傷行為を繰り返すなど、本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合
- ⑤契約者が連続して 3 ヶ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑥契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護医療院、介護療養型医療施設に入院した場合

契約者が病院等に入院された場合の対応について（契約書第 20 条参照）

施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、次の通りです。

① 3 ヶ月以内の入院の場合

当初から 3 ヶ月以内の退院が見込まれて、実際に 3 ヶ月以内に退院された場合は、退院後再び施設に入所することができます。

しかし、入院時に予定された退院日より早く退院した場合など、退院時に施設の受け入れ準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。また、入院中の利用料金については、入院の翌日から当該月最大 6 日間（当該入院が月をまたがる場合は最大 12 日間）の範囲内で、実際に入院した日数分をご負担いただきます。

※ 1 日あたり 2,460 円（自己負担額は 1 割又は 2 割、3 割、これに介護職員等処遇改善加算 14.0%と地域加算 6.8%が加算されます）

居住費については入院期間中もご負担いただきます。なお、介護保険負担限度額認定証を受給されている場合であっても入院期間中は適用外となります。

契約者の同意を得て居室をショートステイ等に利用した場合には上記のいずれも料金は不要です。

② 3 ヶ月を超えて入院した場合

3 ヶ月を超えて入院した場合には、契約は解除となります。

この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

(3) 円滑な退所のための援助（契約書第 19 条参照）

契約者が当施設を退所する場合には、契約者の希望により、事業者は契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を契約者に対して速やかに行います。

- 病院もしくは診療所または介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

10. 身元引受人（契約書第 22 条参照）

(1) 契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることになります。

しかしながら、契約者において、社会通念上、身元引受人を立てることができないと考えられる事情がある場合には、入所契約締結にあたって身元引受人を立てないことができます。

(2) 身元引受人には、これまで最も身近にいて、契約者のお世話をされてきた家族や親族に就任していただくのが望ましいと考えておりますが、必ずしもこれらの方に限る趣旨ではありません。

- (3) 身元引受人は、契約者が医療機関に入院する場合や当施設から退所する場合においては、その手続を円滑に遂行するために必要な事務処理や費用負担などを行ったり、更には、当施設と協力、連携して退所後の契約者の受入先を確保するなどの責任を負うことになります。
- (4) 契約者が入所中に死亡した場合においては、そのご遺体や残置品（居室内に残置する日常生活品や身の回りの品等）の引取り等の処理についても、身元引受人がその責任で行う必要があります。
- また、契約者が死亡されていない場合でも、入所契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の残置物を契約者自身が引き取れない場合には、身元引受人にこれを引き取っていただく場合があります。
- これらの引取り等の処理にかかる費用については、契約者または身元引受人にご負担いただくことになります。
- (5) 身元引受人が死亡したり破産宣告をうけたりした場合には、事業者は、あらたな身元引受人を立てていただくために、契約者にご協力をお願いする場合があります。
- (6) 身元引受人がご希望された場合には、利用料金の変更、施設サービス計画の変更等についてご通知させていただきます。

1 1. 保証人（契約書第 23 条参照）

保証人は、契約者の利用料等の経済的な債務については契約者と連帯して、その債務の履行義務を負うことになります。その債務の極度額は 150 万円となります。

1 2. 苦情の受付について（契約書第 26 条参照）

当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口担当者

〔氏名〕 櫻尾 和也

〔役職・職名〕 入所支援課入所支援相談係主任 生活相談員

受付時間 毎週月曜日～土曜日

8：45～17：15（土曜日は 12：45 まで）

○第三者委員

〔氏名〕 中村 輝美

〔職名〕 評議員

連絡先 0798－49-5788

○苦情解決責任者

〔氏名〕 北條 優

〔職名〕 施設長

行政機関 苦情受付窓口一覧表

○国民健康保険団体連合会	所在地 神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801号 電話番号 (078) 332-5617 FAX番号 (078) 332-5650 受付時間 9:00~17:30 月~金 (12/29~1/3 をのぞく)
○西宮市健康福祉局 法人指導課	所在地 西宮市六湛寺町10番3号 電話番号 (0798) 35-3423 FAX番号 (0798) 34-5465 受付時間 9:00~17:30 月~金 (12/29~1/3 をのぞく)

その他 行政機関受付

保険者	課	電話番号	住所
西宮市	高齢介護課	0798-35-3151	西宮市六湛寺町10-3
芦屋市	高齢介護課	0797-38-2024	芦屋市精道町7-6
尼崎市	福祉部介護保険担当事業担当	06-6489-6343	尼崎市東七松町1丁目23-1
神戸市	生活情報センター	078-371-1221	神戸市中央区橘通3丁目4-1
大阪市	各区の健康福祉サービス課	各区役所にお問合せください	
伊丹市	市民福祉部介護保険課	072-784-8037	伊丹市千僧1丁目1番地
吹田市	介護保険課	06-6384-1231(代)	吹田市泉町1丁目3-40
三木市	国保介護課	0794-82-2000(代)	三木市上の丸町10-30
たつの市	介護保険課	0791-64-3131	たつの市龍野町富永1005-1
太子町	介護保険認定給付係	0792-76-6639	揖保郡太子町老原102-1
茨木市	健康福祉部介護保険課	072-620-1639	茨木市駅前3丁目8-13

1 3. サービス提供における事業者の義務（契約書第8条、第9条参照）

当施設は、契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①契約者の生命、身体、財産の安全に配慮します。
- ②契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携し、契約者から聴取・確認の上でサービスを実施します。
- ③非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、契約者に対して、運営規程に基づいて定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日30日前までに、要介護認定の更新申請のために必要な援助を行います。
- ⑤契約者に提供したサービスについて記録を作成し、完結した日より2年間保管するとともに、契約者の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
ただし、複写費用については、重要事項説明書記載のコピー代をいただきます。
- ⑥契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、契約者または他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録に記載するなどして適正な手続により身体等を拘束する場合があります。
- ⑦事業者及びサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得た契約者又は家族に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません（守秘義務）。
ただし、契約者に医療上の必要がある場合には、医療機関等に契約者の心身等の情報を提供します。
また、契約者の円滑な退所のために援助を行う際に情報提供を必要とする場合には、契約者の同意を得て行います。

1 4. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている契約者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

入所にあたり、以下のもの以外は事前にご相談ください。

普段着上下（着やすいもの）、下着（上下）、靴下、服用中の薬（主治医の薬）

（必要な方のみ）タオル、バスタオル、ティッシュペーパー、室内履、吸いのみ
やかん（お茶を入れる小さいもの）、コップ（プラスチック製）、ごみ箱

(2) 面会

面会時間 10：00 ～ 19：00 （11：30～13：00を除く）

（感染症流行により面会時間と内容が異なる場合があります。）

来訪者は、必ずその都度職員に届け出て下さい。

なお、来訪されるときに、生菓子等食品を持ち込む場合は必ずお申し出ください。

(3) 外出・外泊（契約書第 23 条参照）

外出、外泊をされる場合は、なるべく2 日前までにお申し出下さい。

葬儀の参加など緊急やむを得ない場合には、この届出は当日になってもかまいません。

但し、外泊については、原則として最長で月 7 泊（月をまたがる場合は、最大で連続 13 泊）とさせていただきます。

(4) 食事

食事が不要な場合は、なるべく前日までにお申し出下さい。喫食分のみ、別表サービス利用料金表に定める「食事に係る自己負担額」を徴収いたします。

(5) 施設・設備の使用上の注意（契約書第 10 条・第 11 条参照）

①居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

②故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

③契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

④当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動などを行うことはできません。

(6) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

(7) 預り金について

持参される金銭に関しては当施設においてお預かりは基本できません。ただしレクリエーションの費用等でお預かりすることが適当である場合においては、各フロアにて預かり証を発行することでお預かりすることができます。

15. 緊急時の対応について

サービス提供中に契約者に緊急の事態が発生した場合、契約者の主治医に連絡するとともに、必要な対応を行います。その際事前に確認する緊急時連絡先にもご連絡します。

16. 事故発生時の対応について

事故が発生した場合には、契約者やその家族に対し速やかに状況を報告、説明し、その被害の拡大防止を図るなど必要な措置を講じます。

17. 損害賠償について（契約書第12条、第13条参照）

(1) 当施設において、事業者の責任により契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。

ただし、その損害の発生について、契約者側に故意又は過失が認められる場合は、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

(2) 事業者は、事故の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

① 契約者（その家族、身元引受人等も含む）が、契約締結に際し、契約者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合。

② 契約者（その家族、身元引受人等も含む）が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合。

③ 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由に起因して損害が発生した場合。

④ 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示等に反して行った行為に起因して損害が発生した場合。

18. 第三者評価の受審について

平成18年12月に兵庫県老人福祉事業協会によるサービス評価事業を受審しました。

第三者評価の認証機関による受審は未実施です。

看取り指針

1 看取りに対する理念

シルバーコースト甲子園の基本理念である、「利用者一人ひとりが尊厳を持ってその人らしい安心のある生活が送れるよう自立を支援します」に基づき、出来る限りの体制を整え、利用者ご本人、またはご家族と連携し、各職種が連携のもと、可能な限りの尊厳と、安楽を保ちながら、利用者ご本人、またはご家族にとって安らかな最期を迎えられるよう、支援していきます。

2 看取りの経過（時期・プロセス）の考え方・対象者

- ・ 慢性疾患や老化など、心身の状態悪化が見られても、医学的見地から、医師の判断のもと、改善が可能、または回復の見込みがあると判断された場合は、医療機関等への入院及び、適切な処置を原則とします。
- ・ 慢性疾患や老化など、心身の状態悪化に伴い、医学的見地から、医師の判断のもと、回復の見込みがないと判断された場合、看取りの対象時期とします。
- ・ いったん看取りの対象となっても、急激な回復、その他心身の状態変化に伴うなどにより、本人・家族から、看取りに対する意向に変化があったときは、その都度対応します。
- ・ 当施設における看取り介護の指針について、利用者ご本人、またはそのご家族が同意した場合に限り、看取り介護の対象者となります。

3 看取り期における医療的処置

- ・ 特別養護老人ホームは医療施設ではありませんので、医療的な行為は一切行いません。（点滴・酸素吸入など）ただし、医師の指示のもと、処置を行うこともあります。
夜間帯は、介護職のみが従事しています。夜間に一般的な心肺停止などが認められても、医師が来て、死亡確認をするのは朝になることもあります。

4 嘱託医・医療機関との連携

- ・ 看取り介護実施にあたっては、利用者ご本人・ご家族に不安を与えないよう、嘱託医・看護職員・介護職員が連絡を密にし、連絡体制を整備します。
- ・ 協力医療機関への対応については、嘱託医からの指示に基づき、看護職員・介護職員が連携し対応していきます。
- ・ 看取り期の施設内でご利用者の生活についても、疼痛の緩和や、安楽な状態を確保出来るよう、嘱託医の指示を受け、看護師が状況を把握し、介護職員と協働していきます。

5 職員の教育

- ・ 看取りに対する理解を深める
- ・ 看取り期に起こりうる機能的・精神的変化への対応
- ・ 夜間・緊急時の対応
- ・ 他職種協働の確立と体制の整備
- ・ 本人・家族への様々な援助法の習得
- ・ 看取り終了後の検討とさまざまなフォロー

個人情報利用目的

【介護サービスの利用者への介護の提供に必要な利用目的】

《介護関係事業者の内部での利用に係る事例》

- ・当該事業者が介護サービスの利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る事業所等の管理運営業務のうち
 - 一入退所等の管理
 - 一会計・経理
 - 一事故等の報告
 - 一当該利用者の介護サービスの向上

《他の事業者等への情報提供を伴う事例》

- ・当該事業所等が利用者等に提供する介護サービスのうち、
 - 一当該利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - 一その他の業務委託
 - 一家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - 一保険事務の委託
 - 一審査支払機関へのレセプトの提出
 - 一審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

《写真などのホームページや館内掲示物への掲載について》

施設での生活風景や行事のお写真など、個人が特定できる写真の掲載について

- ・館内掲示、法人ホームページ、ブログへの一切の掲載は控える。
- ・館内掲示物への掲載は構わないが、ホームページやブログへの掲載は控える。
- ・館内掲示物、ホームページ、ブログなどのすべての広報ツールへの掲載は構わない。

【上記以外の利用目的】

《介護関係事業者の内部での利用に係る事例》

- ・介護関係事業者の管理運営業務のうち
 - 一介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - 一介護保険施設等において行われる学生の実習への協力

1. 上記のうち、他の事業所への情報提供について同意しがたい事項がある場合には、その旨を担当窓口（個人情報管理者 北條 優）までお申し出下さい。
2. お申し出がない場合は、同意していただいたものとして取り扱わせていただきます
3. これらのお申し出は、後からいつでも撤回、変更等を行うことができます。

電化製品の持込・貸出

当施設では、電化製品の貸出し、持込をされる場合は、以下の料金を負担していただきますので、ご了承ください。

記

1. 特養にご入居された場合は基本的には持込をお願いします。

但し、契約者の諸事情により持込みができない場合には、施設の貸出として1ヶ月 2,000 円（テレビ本体、電気代、受信設備等メンテナンス代を含む）の費用となります。

2. 機器持込み費要

・テレビ（テレビ本体、電気代、受信設備等メンテナンス代を含む）

長期利用者・・・1ヶ月 500 円

※持ち込まれた電化製品の故障、不具合などが生じた場合には責任は負い兼ねます。

但し、当施設員の起因により故障、破損に至った場合には修理代を負担させていただきます。

電化製品（貸出・持込）申請書

下記の通り申し込みます

機器の持込 : テレビ ・ その他

備考
機器名
月額
円

機器の貸し出し : テレビ

利用開始日 : 令和 年 月 日から開始

サービス利用料金表(1 割負担)

<多床室の場合>

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金		要介護度 1 5,890 円	要介護度 2 6,590 円	要介護度 3 7,320 円	要介護度 4 8,020 円	要介護度 5 8,710 円
2. うち、介護保険から給付される金額		5,301 円	5,931 円	6,588 円	7,218 円	7,839 円
3. サービス利用に係る自己負担額 (1-2)		589 円	659 円	732 円	802 円	871 円
4. 加算体制メニュー	日常生活継続支援加算 看護体制加算 夜勤職員配置加算Ⅲ 褥瘡マネジメント加算 個別機能訓練加算 科学的介護推進体制加算 ADL 維持等加算 生産性向上推進加算 協力医療機関連携加算 高齢者施設等感染症対策向上加算 認知症チームケア推進加算Ⅱ 精神科医定期的療養指導加算 自立支援促進加算	36 円 (Ⅰ)4 円・(Ⅱ)8 円 16 円 (Ⅰ) 3 円 (Ⅰ) 12 円・(Ⅱ)20 円 同時算定可 (Ⅱ)50 円 (Ⅰ) 30 円 または (Ⅱ)60 円 (Ⅱ) 10 円 50 円 10 円 120 円 5 円 280 円				
・ 上記 1～4 には介護職員等処遇改善加算 17.6%が加算された後、地域加算の 6.8%が加算されます。 ・ 加算体制の各メニューは月々によって適用になる場合とならない場合があります。						
5. 居住費		2 人部屋：1,150 円		4 人部屋：915 円		
6. 食費		朝食 400 円 昼食 850 円 夕食 750 円				

<従来型個室の場合>

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金		要介護度 1 5,890 円	要介護度 2 6,590 円	要介護度 3 7,320 円	要介護度 4 8,020 円	要介護度 5 8,710 円
2. うち、介護保険から給付される金額		5,301 円	5,931 円	6,588 円	7,218 円	7,839 円
3. サービス利用に係る自己負担額 (1-2)		589 円	659 円	732 円	802 円	871 円
4. 加算体制メニュー	日常生活継続支援加算 看護体制加算 夜勤職員配置加算Ⅲ 褥瘡マネジメント加算 個別機能訓練加算 科学的介護推進体制加算 ADL 維持等加算 生産性向上推進加算 協力医療機関連携加算 高齢者施設等感染症対策向上加算 認知症チームケア推進加算Ⅱ 精神科医定期的療養指導加算 自立支援促進加算	36 円 (Ⅰ)4 円・(Ⅱ)8 円 16 円 (Ⅰ) 3 円 (Ⅰ) 12 円・(Ⅱ)20 円 同時算定可 (Ⅱ)50 円 (Ⅰ) 30 円 または (Ⅱ)60 円 (Ⅱ) 10 円 50 円 10 円 120 円 5 円 280 円				
・ 上記 1～4 には介護職員等処遇改善加算 17.6%が加算された後、地域加算の 6.8%が加算されます。 ・ 加算体制の各メニューは月々によって適用になる場合とならない場合があります。						
5. 居住費		1,500 円				
6. 食費		朝食 400 円 昼食 850 円 夕食 750 円				

サービス利用料金表(2 割負担)

＜多床室の場合＞

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金		要介護度 1 5,890 円	要介護度 2 6,590 円	要介護度 3 7,320 円	要介護度 4 8,020 円	要介護度 5 8,710 円
2. うち、介護保険から給付される金額		4,712 円	5,272 円	5,856 円	6,416 円	6,968 円
3. サービス利用に係る自己負担額 (1-2)		1,178 円	1,318 円	1,464 円	1,604 円	1,742 円
4. 加算体制メニュー	日常生活継続支援加算	36 円				
	看護体制加算	(Ⅰ)4 円・(Ⅱ)8 円				
	夜勤職員配置加算Ⅲ	16 円				
	褥瘡マネジメント加算	(Ⅰ) 3 円				
	個別機能訓練加算	(Ⅰ) 12 円・(Ⅱ)20 円 同時算定可				
	科学的介護推進体制加算	(Ⅱ)50 円				
	ADL 維持等加算	(Ⅰ) 30 円 または (Ⅱ)60 円				
	生産性向上推進加算	(Ⅱ) 10 円				
	協力医療機関連携加算	50 円				
	高齢者施設等感染症対策向上加算	10 円				
	認知症チームケア推進加算Ⅱ	120 円				
	精神科医定期的療養指導加算	5 円				
自立支援促進加算	280 円					
・ 上記 1～4 には介護職員等処遇改善加算 17.6%が加算された後、地域加算の 6.8%が加算されます。 ・ 加算体制の各メニューは月々によって適用になる場合とならない場合があります変動します。						
5. 居住費		2 人部屋：1,150 円		4 人部屋：915 円		
6. 食費		朝食 400 円 昼食 850 円 夕食 750 円				

＜従来型個室の場合＞

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金		要介護度 1 5,890 円	要介護度 2 6,590 円	要介護度 3 7,320 円	要介護度 4 8,020 円	要介護度 5 8,710 円
2. うち、介護保険から給付される金額		4,712 円	5,272 円	5,856 円	6,416 円	6,968 円
3. サービス利用に係る自己負担額（1-2）		1,178 円	1,318 円	1,464 円	1,604 円	1,742 円
4.	日常生活継続支援加算 看護体制加算 夜勤職員配置加算Ⅲ 褥瘡マネジメント加算 個別機能訓練加算 科学的介護推進体制加算 ADL 維持等加算 生産性向上推進加算 協力医療機関連携加算 高齢者施設等感染症対策向上加算 認知症チームケア推進加算Ⅱ 精神科医定期的療養指導加算 自立支援促進加算	36 円 (Ⅰ)4 円・(Ⅱ)8 円 16 円 (Ⅰ) 3 円 (Ⅰ) 12 円・(Ⅱ)20 円 同時算定可 (Ⅱ)50 円 (Ⅰ) 30 円 または (Ⅱ)60 円 (Ⅱ) 10 円 50 円 10 円 120 円 5 円 280 円				
・上記 1～4 には介護職員等処遇改善加算 17.6%が加算された後、地域加算の 6.8%が加算されます。 ・加算体制の各メニューは月々によって適用になる場合とならない場合があります変動します。						
5. 居住費		1,500 円				
6. 食費		朝食 400 円 昼食 850 円 夕食 750 円				

サービス利用料金表(3 割負担)

<従来型個室の場合>

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金		要介護度 1 5,890 円	要介護度 2 6,590 円	要介護度 3 7,320 円	要介護度 4 8,020 円	要介護度 5 8,710 円
2. うち、介護保険から給付される金額		4,123 円	4,613 円	5,124 円	5,614 円	6,097 円
3. サービス利用に係る自己負担額 (1-2)		1,767 円	1,977 円	2,196 円	2,406 円	2,613 円
4. 加算体制メニュー	日常生活継続支援加算	36 円				
	看護体制加算	(Ⅰ)4 円・(Ⅱ)8 円				
	夜勤職員配置加算Ⅲ	16 円				
	褥瘡マネジメント加算	(Ⅰ) 3 円				
	個別機能訓練加算	(Ⅰ) 12 円・(Ⅱ)20 円 同時算定可				
	科学的介護推進体制加算	(Ⅱ)50 円				
	ADL 維持等加算	(Ⅰ) 30 円 または (Ⅱ)60 円				
	生産性向上推進加算	(Ⅱ) 10 円				
	協力医療機関連携加算	50 円				
	高齢者施設等感染症対策向上加算	10 円				
	認知症チームケア推進加算Ⅱ	120 円				
	精神科医定期的療養指導加算	5 円				
自立支援促進加算	280 円					
・ 上記 1～4 には介護職員等処遇改善加算 17.6%が加算された後、地域加算の 6.8%が加算されます。 ・ 加算体制の各メニューは月々によって適用になる場合とならない場合があります。						
5. 居住費		1,500 円				
6. 食費		朝食 400 円 昼食 850 円 夕食 750 円				

<多床室の場合>

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金		要介護度 1 5,890 円	要介護度 2 6,590 円	要介護度 3 7,320 円	要介護度 4 8,020 円	要介護度 5 8,710 円
2. うち、介護保険から給付される金額		4,123 円	4,613 円	5,124 円	5,614 円	6,097 円
3. サービス利用に係る自己負担額 (1-2)		1,767 円	1,977 円	2,196 円	2,406 円	2,613 円
4. 加算体制メニュー	日常生活継続支援加算	36 円				
	看護体制加算	(Ⅰ)4 円・(Ⅱ)8 円				
	夜勤職員配置加算Ⅲ	16 円				
	褥瘡マネジメント加算	(Ⅰ) 3 円				
	個別機能訓練加算	(Ⅰ) 12 円・(Ⅱ)20 円 同時算定可				
	科学的介護推進体制加算	(Ⅱ)50 円				
	ADL 維持等加算	(Ⅰ) 30 円 または (Ⅱ)60 円				
	生産性向上推進加算	(Ⅱ) 10 円				
	協力医療機関連携加算	50 円				
	高齢者施設等感染症対策向上加算	10 円				
認知症チームケア推進加算Ⅱ	120 円					
精神科医定期的療養指導加算	5 円					
自立支援促進加算	280 円					
・上記 1～4 には介護職員等処遇改善加算 17.6%が加算された後、地域加算の 6.8%が加算されます。 ・加算体制の各メニューは月々によって適用になる場合とならない場合があります。						
5. 居住費		2 人部屋：1,150 円		4 人部屋：915 円		
6. 食費		朝食 400 円 昼食 850 円 夕食 750 円				

介護保険負担限度額認定者のサービス利用料金表 <多床室の場合>

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金		要介護度 1 5,890 円	要介護度 2 6,590 円	要介護度 3 7,320 円	要介護度 4 8,020 円	要介護度 5 8,710 円
2. うち、介護保険から給付される金額		5,301 円	5,931 円	6,588 円	7,218 円	7,839 円
3. サービス利用に係る自己負担額 (1-2)		589 円	659 円	732 円	802 円	871 円
4. 加算体制メニュー	日常生活継続支援加算	36 円				
	看護体制加算	(Ⅰ)4 円・(Ⅱ)8 円				
	夜勤職員配置加算Ⅲ	16 円				
	褥瘡マネジメント加算	(Ⅰ) 3 円				
	個別機能訓練加算	(Ⅰ) 12 円・(Ⅱ)20 円 同時算定可				
	科学的介護推進体制加算	(Ⅱ)50 円				
	ADL 維持等加算	(Ⅰ) 30 円 または (Ⅱ)60 円				
	生産性向上推進加算	(Ⅱ) 10 円				
	協力医療機関連携加算	50 円				
	高齢者施設等感染症対策向上加算	10 円				
認知症チームケア推進加算Ⅱ		120 円				
精神科医定期的療養指導加算		5 円				
自立支援促進加算		280 円				
・ 上記 1～4 には介護職員等処遇改善加算 17.6%が加算された後、地域加算の 6.8%が加算されます。 ・ 加算体制の各メニューは月々によって適用になる場合とならない場合があります変動します。						
5. 居住費		利用者負担第 1 段階 0 円 利用者負担第 2 段階 430 円 利用者負担第 3 段階① 430 円 利用者負担第 3 段階② 530 円				
6. 食費		利用者負担第 1 段階 300 円 利用者負担第 2 段階 390 円 利用者負担第 3 段階① 680 円 利用者負担第 3 段階② 1420 円				

<従来型個室の場合>

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金		要介護度 1 5,890 円	要介護度 2 6,590 円	要介護度 3 7,320 円	要介護度 4 8,020 円	要介護度 5 8,710 円
2. うち、介護保険から給付される金額		5,301 円	5,931 円	6,588 円	7,218 円	7,839 円
3. サービス利用に係る自己負担額 (1-2)		589 円	659 円	732 円	802 円	871 円
4. 加算体制メニュー	日常生活継続支援加算 看護体制加算 夜勤職員配置加算Ⅲ 褥瘡マネジメント加算 個別機能訓練加算 科学的介護推進体制加算 ADL 維持等加算 生産性向上推進加算 協力医療機関連携加算 高齢者施設等感染症対策向上加算 認知症チームケア推進加算Ⅱ 精神科医定期的療養指導加算 自立支援促進加算	36 円 (Ⅰ)4 円・(Ⅱ)8 円 16 円 (Ⅰ) 3 円 (Ⅰ) 12 円・(Ⅱ)20 円 同時算定可 (Ⅱ)50 円 (Ⅰ) 30 円 または (Ⅱ)60 円 (Ⅱ) 10 円 50 円 10 円 120 円 5 円 280 円				
・ 上記 1～4 には介護職員等処遇改善加算 17.6%が加算された後、地域加算の 6.8%が加算されます。 ・ 加算体制の各メニューは月々によって適用になる場合とならない場合があります変動します。						
5. 居住費		利用者負担第 1 段階 第 3 段階①	380 円 880 円	第 2 段階 第 3 段階②	480 円 980 円	
6. 食費		利用者負担 第 3 段階①	第 1 段階 300 円 680 円	第 2 段階 第 3 段階②	390 円 1,420 円	

- ①介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、契約者の負担額を変更します。
- ②一時外泊について（契約書第23条参照）は外泊期間中の居住費は、負担額をお支払いいただきます。
- ③契約者が介護保険料に未納がある場合には、自己負担額については前頁表と異なることがあります。
- ④新規入所された場合もしくは30日を越えて入院した後に施設へ戻られた場合には、最初の30日については、初期加算分として1日あたり300円※をご負担して頂くことになります。
- ⑤管理栄養士と相談の上、糖尿食、高脂血症食、貧血食をとられた場合は療養食加算1回あたり60円※をご負担して頂くことになります。
- ⑥管理栄養士と相談の上、食事摂取機能障害を有し、誤嚥が認められる方に経口維持計画を作成し、経口による継続的な食事の摂取を進めていく場合は経口維持加算（Ⅰ）1月あたり4,000円※、経口による継続的な食事の摂取を支援する為の食事の観察及び会議等に医師等が加わった場合は、経口維持加算（Ⅰ）に加えて経口維持加算（Ⅱ）1月あたり1,000円※をご負担して頂くことになります。
- ⑦経管栄養により栄養を摂取している方が摂食・嚥下機能を踏まえた経口移行支援を行なった場合、経口移行加算1日あたり280円※をご負担して頂くことになります。
- ⑧65歳未満の若年性認知症利用者の場合、若年性認知症入所者受入加算1日あたり1,200円※をご負担して頂くことになります。
- ⑨看取りの対象となった利用者は、死亡時から起算して日によって算定する単位が
- ・ 死亡日31日前～45日前は1日あたり 720円※
 - ・ 死亡日4日前～30日前は1日あたり1,440円※
 - ・ 死亡日の前日及び前々日は1日あたり7,800円※
 - ・ 死亡日1日あたり15,800円※をご負担して頂くことになります。
- ⑩配置医師が施設の求めに応じ、早朝・夜間又は深夜に施設を訪問し、入所者の診察を行った場合は、配置医師緊急時対応加算 650円※（早朝・夜間）、1,300円※（深夜）325円※（早朝・夜間及び深夜を除く通常勤務時間外の場合）をご負担して頂くことになります。
- ⑪入院中に施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合、管理栄養士が入院中の医療機関の管理栄養士と相談の上、再入所した場合は、再入所時栄養連携加算1回あたり2,000円※をご負担して頂くことになります。
- ⑫新規入所された場合には組織的に安全対策を実施する体制を整備している1回に限り安全対策体制加算200円※をご負担して頂くこととなります。
- なお、保険者（市区町村）への申請により介護保険負担限度額の認定を受けている方は所得に応じて軽減措置がありますので、実際に負担していただく額は、以下の表のとおりとなります。
- ⑬歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生の技術的助言及び指導に基づき入所者の口腔衛生などの管理に係る計画書が作成されている他、歯科医師もしくは歯科衛生士により月に2回以上口腔衛生等の管理を行っており、その情報を厚生労働省に提出している場合には月額110円が掛かります。
- ※上記1～4には介護職員等処遇改善加算14.0%が加算された後、地域加算の6.8%が加算されます。
- ⑭医療機関へ退所する入居者等について、退所後の医療機関に対して入居者等を紹介する際、入居者等の同意を得て、当該入居者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に、入居者等1人につき1回に限り250円をご負担していただくこととなります。

注) 上記の加算料金は1割負担の場合となります。

1ヶ月の概算利用料金

◎〈従来型個室1割負担の場合〉1ヶ月(30日間)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
利用者負担第4段階	130,965円	133,603円	136,353円	138,991円	141,590円
利用者負担第1段階	37,365円	40,003円	42,753円	45,391円	47,990円
利用者負担第2段階	52,065円	54,703円	57,453円	60,091円	62,690円
利用者負担第3段階①	72,765円	75,403円	78,153円	80,791円	83,390円
利用者負担第3段階②	97,965円	100,603円	103,353円	105,991円	108,590円

◎〈従来型個室2割負担の場合〉1ヶ月(30日間)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
利用者負担	156,929円	162,205円	167,705円	172,981円	178,180円

◎〈従来型個室3割負担の場合〉1ヶ月(30日間)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
利用者負担	182,893円	190,807円	199,057円	206,971円	214,769円

◎〈2人・4人部屋1割負担の場合〉1ヶ月(30日間)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
2人部屋	120,465円	123,103円	125,853円	128,491円	131,090円
4人部屋	113,076円	115,714円	118,464円	121,102円	123,702円
利用者負担第1段階	25,965円	28,603円	31,353円	33,991円	36,590円
利用者負担第2段階	50,565円	53,203円	55,953円	58,591円	61,190円
利用者負担第3段階①	59,265円	61,903円	64,653円	67,291円	69,890円
利用者負担第3段階②	84,465円	87,103円	89,853円	92,491円	95,090円

◎〈2人部屋 2割負担の場合〉1ヶ月(30日間)

利用者負担	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
2人部屋	146,429円	151,705円	157,205円	162,481円	167,680円
4人部屋	138,701円	143,977円	149,478円	154,754円	159,953円

◎〈4人部屋 3割負担の場合〉1ヶ月(30日間)

利用者負担	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
2人部屋	172,393円	180,307円	188,557円	196,471円	204,269円
4人部屋	164,327円	172,241円	180,491円	188,405円	196,204円

※別途医療費 薬価代、口腔物品代（希望者）、テレビ代（希望者）、散髪代（希望者）などが掛かります

■ 看取り介護加算

(1 割負担の方)

加算の種類	看取り介護加算(1)	看取り介護加算(2)	看取り介護加算(3)	看取り介護加算(4)
1 利用料金(1 日あたり)	720円	1, 440円	7, 800円	15, 800円
2 うち介護保険から給付される額	648円	1, 296円	7, 020円	14, 220円
自己負担額	72円	144円	780円	1, 580円

(2 割負担の方)

加算の種類	看取り介護加算(1)	看取り介護加算(2)	看取り介護加算(3)	看取り介護加算(4)
1 利用料金(1 日あたり)	720円	1, 440円	7, 800円	15, 800円
2 うち介護保険から給付される額	576円	1, 152円	6, 240円	12, 640円
自己負担額	144円	288円	1, 560円	3, 160円

(3 割負担の方)

加算の種類	看取り介護加算(1)	看取り介護加算(2)	看取り介護加算(3)	看取り介護加算(4)
1 利用料金(1 日あたり)	720円	1, 440円	7, 800円	15, 800円
2 うち介護保険から給付される額	504円	1, 008円	5, 460円	11, 060円
自己負担額	216円	432円	2, 340円	4, 740円

※自己負担額に介護職員処遇改善加算8. 3%が加算された後、地域加算6. 8%が加算されます。

○看取り介護加算(1)(2)(3)(4)の算定内訳

看取り介護加算(1) … 死亡日以前 45 日前～31日前

看取り介護加算(2) … 死亡日以前4日前～30日前

看取り介護加算(3) … 死亡日の前日・前々日

看取り介護加算(4) … 死亡日

※死亡日を含め45日を限定として算定できます。

○看取り介護期間が45日間の場合の自己負担額

※1割の方

$(72 \text{ 円} \times 15 \text{ 日}) + (144 \text{ 円} \times 27 \text{ 日}) + (780 \text{ 円} \times 2 \text{ 日}) + 1, 580 \text{ 円} = \underline{8, 108 \text{ 円}}$

※2割の方

$(144 \text{ 円} \times 15 \text{ 日}) + (288 \text{ 円} \times 27 \text{ 日}) + (1, 560 \text{ 円} \times 2 \text{ 日}) + 3, 160 \text{ 円} = \underline{16, 216 \text{ 円}}$

※3割の方

$(216 \text{ 円} \times 15 \text{ 日}) + (432 \text{ 円} \times 27 \text{ 日}) + (2, 340 \text{ 円} \times 2 \text{ 日}) + 4, 740 \text{ 円} = \underline{24, 324 \text{ 円}}$

※他加算との合算後の算定となるため、多少の誤差が生じます。